

第8回大鰐町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月9日(木) 13時30分～13時50分

2. 開催場所 大鰐町役場 議場

3. 出席委員 11人

藤田 重孝	委員	山中 寛幸	推進委員
浅利 力	委員	山口 努	推進委員
長内 幸子	委員	大川 元樹	推進委員
土岐 工	委員		
築館 昇	委員		
工藤 優一	委員		
原子 一行	委員		
高橋 藤人	委員		

4. 議事日程

議案第18号	農用地利用集積計画書の決定について
報告第15号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第16号	農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の受理について

5. 農業委員会事務局職員

局長	木田 昭人	次長	齋藤 孝嗣	主事	水木 雄士	主事	花岡 美来
専門員	藤田 哲子						

6. 会議の概要

齋藤次長 皆様に送付した文書に記載したとおり、前回の総会と同様に、新型コロナウイルス感染防止のため、事務局の説明を省略し、採決のみとさせていただきます。それでは、第8回大鰐町農業委員会総会を開催致します。高橋会長、挨拶の方をお願いします。

会 長 (挨拶)

齋藤次長 会長ありがとうございました。引続き進行の方をお願いします。

議 長 本日は、委員15名中11名の出席ですので、総会は成立しております。議事録署名委員の指名ですが、私から指名させて頂いてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、私の方から指名いたします。
5番の築館 昇委員と7番の工藤 優一委員にお願い致します。

それでは、議事に入ります。議案第18号、農用地利用集積計画書の決定について質問・意見等ございませんか。異議がないようですので、議案第18号は原案どおり許可することにいたします。

続きまして、報告第15号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、質問・意見等ございませんか。異議がないようですので、報告第15号は原案どおり許可することにいたします。

続きまして、報告第16号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の受理について、質問・意見等ございませんか。異議がないようですので、報告第16号は原案どおり許可することにいたします。

これで、全ての議案の審議が終了しました。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、第8回総会を閉会いたします。

その他になりますが、現在の町民農園の件につきまして、県の構造政策課の指導の下、農地法違反解消に向けて手続きを行っているところです。皆様に配付している図面をご覧ください。中央赤枠の、「今回確認箇所」を今後農地として利用したいのであれば、農業委員会へ中央部分の盛土の状態を確認してもらい、農地利用が可能であるとの判断があれば、敷きならしをしても良いとの回答をもらいました。そのため、7月7日(火)に、私と浅利委員、築館委員、事務局とで現地確認を行い農地利用が可能であるとの判断に至りました。この結果を農業委員会の意見として、町長部局へ回答したいと考えていますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

原子委員 土を敷きならした場合、厚さは何 c m ぐらいになるのか？

議 長 2 0 c m ぐらいになるのではないかと思われる。